

仕様書（案）

1 業務の名称

岡山市小児慢性特定疾病児童等相互交流支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の22の規定に基づき、長期にわたり療養を必要とする児童等（法第6条の2に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）に対し、相互に交流し、又はボランティア等との交流（学習支援を含む）やピアサポート相談の機会を提供することによって、情報交換やコミュニケーション能力の向上及び社会性を涵養し、もって小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進を図ることを目的とする。

3 支援対象者

市内在住の小児慢性特定疾病児童等とその家族

4 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 前提条件

受託者は次に掲げる条件を前提として業務を遂行すること。

(1) 支援拠点の設置

本業務の実施にあたり、市内に支援拠点1箇所を設置すること。

(2) 個人情報の管理

個人情報を含む資料については、適切かつ厳重に管理し、個人情報の厳格な取り扱いについて業務従事者に徹底を図ること。

なお、関係機関との情報共有の必要がある場合においては、保護者の同意を得たうえで情報提供すること。

(3) 安全管理

受託者は、事故及び災害等の緊急事態発生時に迅速かつ的確な対策を実施できるよう、具体的な対応計画を定めること。

(4) 損害賠償保険等への加入

受託者は、次に掲げる事項等に対処するため、損害賠償保険等に加入すること。

ア 支援拠点と交流会場との往復途上及び受託者の管理下で生じた事故

イ 受託者の管理下において、小児慢性特定疾病児童等が支援対象者及び第三者に損害を与えた場合

ウ 受託者の委託業務遂行により、支援対象者及び第三者に損害を与えた場合

(5) 苦情対応

本事業実施にあたっての苦情、トラブルへの対応は原則として受託者の責任において行なうこと。

(6) 感染症対策

以下の全ての感染症対策を実施すること。

ア 支援員及びボランティア（以下「従事者」という。）に、業務実施時の手洗い、うがい、マスクの着用の必要性を理解させ、適切な対応ができるようにすること。

イ 受託者は、事業実施日ごとに従事者の体調について確認し、体調不良の者がある場合には従事者を交替する等の対処をすること。

ウ 従事者の胸部エックス線検査（概ね12か月以内のものに限る。）の結果、異常がないことを確認すること。

エ 医療機関内で本業務を実施する場合は、医療機関が求める抗体検査等を実施すること。

(7) 利用者負担

支援対象者から利用料を徴収しないこと。ただし、実費についてはその限りでない。

(8) 業務の開始

本業務は令和8年4月1日開始すること。

6 実施場所及び設備

- (1) 本業務は、支援拠点の他、市内の医療機関等、複数の場所で実施するものとし、実施場所の選定にあたっては、支援対象者の利便性及び衛生面や安全性等を考慮すること。
- (2) 支援拠点は、10人程度が交流できるスペース、便所、手指を洗浄するための設備を備え、衛生面や安全性に配慮されていること。
- (3) 医療機関の敷地内又は施設内で本業務を実施する場合は、事前に医療機関と協議のうえ、医療機関の管理者から合意を得ること。あわせて、協議内容を岡山市に報告すること。
- (4) 利用者の状況に合わせて、対面での実施やICTを活用した学習、交流支援の実施を積極的に推進すること。

7 業務実施体制

受託者は、以下に掲げる従事者を、利用者の状況に応じて必要数配置すること。

(1) 支援員

児童等の状況・希望等を踏まえた事業運営及び、関係機関との調整・連携した事業実

施のため、以下のア及びイの条件を満たす支援員（ボランティアを除く。）を1名以上配置すること。なお、支援員は、以下のウの条件を満たすことが望ましい。

- ア 小児慢性特定疾病児童等に対する交流支援（学習支援を含む。）に関わった経験がある者
- イ 児童・青年期に小児慢性特定疾病の療養経験がある者
- ウ 小児慢性特定疾病児童等自立支援員研修修了者

（2）ボランティア

ア 受託者は、本業務を実施するにあたり、幅広い交流支援を実施するため、ボランティアを確保するものとする。ただし、ボランティアの配置については、事業を実施するうえでの必要に応じて行なうものとする。なお、ボランティアは以下の全てを満たす者とする。

- （ア）将来、小児慢性特定疾病児童等への支援に関わる職を志す学生又は小児慢性特定疾病児童等への支援に熱意と理解のある者
- （イ）個人情報を守り、事故及び災害等の緊急事態発生時に速やかに支援員に報告ができる者
- （イ）受託者は、ボランティアを配置するにあたっては、以下の全てを実施すること。
 - （ア）ボランティアに対し事業の目的と役割、感染症対策及び個人情報の取り扱いについて事前に研修を行なうこと。
 - （イ）ボランティアの資質、態度、体調等が適当でないと判断した場合は、すみやかに対処すること。

（3）従事者の質の向上

受託者は、従事者の質の向上に努めるものとする。

8 業務の内容

保護者、主治医等医療関係者、岡山市その他関係機関との連携を図り、次に掲げる業務を実施するものとする。

（1）交流支援事業（学習支援を含む。）

交流支援事業は、次に掲げる事項を同時に実施するものとし、原則として開設時間は1回あたり2時間以上かつ、委託期間内において、70回以上実施すること。

ア 小児慢性特定疾病児童等が相互に、又は、ボランティア等と交流できる場を設置し、学習支援、情報の交換等を通し、孤独の解消や自立心の確立のための支援を行なう。

イ 小児慢性特定疾病的療養経験のある者が、日常生活や学校生活における相談を受け、療養経験者の立場で助言、傾聴を行なう。

（2）交流支援事業の必須事項

ア 事前面接の実施

支援対象者から当該業務の利用希望があった場合、保護者等と面接し、事業の説

明を行なうとともに、適切な事業実施のために支援対象者の状況の把握を行なう。

イ 利用申込書の徵取

支援対象者が当該業務の利用を希望する場合は、保護者から利用申込書の提出を受ける。

ウ 活動記録の作成

交流支援事業実施のつど、活動記録を作成する。

エ 調整会議の開催

必要に応じて岡山市と調整会議を実施する。

(3) 利用拡大の取組

本事業の周知のための資材を作成し、医師等医療関係者と連携する等、児童等に対する利用勧奨を行ない、利用拡大に努めること。

(4) 留意事項

ア 個人を特定して医療関係者と調整を行なうにあたっては、事前に保護者の同意を得ること。

イ 児童等が抱える相談を受けた場合、必要に応じて関係機関に引き継ぐこと。また、事前に保護者の同意を得ること。

ウ 本事業の実施にあたっては、関係機関に事業への理解を得るとともに、協力関係を構築すること。

(5) その他

(1)、(2)の実施の方法については、ICTを活用することにより同等の業務を実施したこととして差し支えない。

9 実施計画・実施状況報告等

(1) 実施計画

ア 受託者は、業務開始にあたり、実施計画書を予め作成し、契約締結後10日以内に収支計画書を添えて岡山市に提出して承認を受けなければならない。また、実施計画を変更する場合は、予め岡山市の承認を得るものとする。

イ 実施計画書には次に掲げる事項を記載するものとする。

- ・業務実施体制（業務実施場所・実施時間、業務従事者職名・氏名）
- ・業務スケジュール（月間・年間）
- ・その他業務実施にあたって必要な事項

ウ 受託者は、交流支援事業実施にあたっての手順や留意事項等をまとめた事業実施マニュアルを作成し、業務開始までに岡山市へ提出し、岡山市の承認を得ること。また、当該マニュアルを支援員及びボランティアに周知すること。

エ 契約期間中に支援員の変更等があった場合には、速やかに届け出ること。

ボランティアについては、登録者名簿を作成し、適切に管理すること。また、岡山市から求められた場合、速やかに提出すること。

(2) 報告

ア 8(2)ウに掲げる活動記録は、1か月分をとりまとめのうえ、翌月10日までに岡山市に提出すること。ただし、3月分は3月31日までとする。

イ 受託者は、委託期間終了後速やかに、業務内容について実施報告書を作成し、収支報告書を添えて岡山市に提出すること。なお、実施報告書には次に掲げる事項を記載するものとする。

- ・事業実施状況（日時、場所、内容、従事者数、利用者数（実・延べ・新規利用者等）、支援内容、関係機関との連携状況）

- ・事業評価（定性的・定量的な成果、交流支援事業の課題）

ウ 受託者は、岡山市が上記2項に定めのない報告書の提出を求めた場合には、協議のうえ作成し、提出すること。

(3) 事故等への対応

事故等が発生した場合は、必要な対応を講じるとともに、速やかに当該事業の利用者の家族等及び岡山市へ報告すること。

(4) その他

受託者は、本業務により知り得た情報を、岡山市の許可なく本業務の目的以外に利用あるいは公表してはならない。

1 0 業務の適正実施に関する事項

(1) 一括再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託することはできない。

(2) 個人情報の保護

受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。また、別途「市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書」を締結すること。

なお、支援対象者に対しては、利用開始時点等において関係機関との間で個人情報の共有を行なうことについて十分説明し、書面により同意を得るものとする。

(3) 守秘義務

受託者及び従事者は、業務遂行中に知り得た事項及び付随する事項は、いかなる理由があっても第三者に漏らさないこと。業務が終了した後についても同様とする。

1 1 その他

(1) 本仕様書及び企画提案書に定めのない事項については、受託者と岡山市が双方協議して定めるものとする。

(2) 本業務にかかる協議、打ち合わせ等の必要経費及びその他の経費は全て受託者の負

担とする。

- (3) 事業にかかる各種の証拠書類については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (4) 受託者は、契約期間終了後に別の事業者に業務を引き継がなければならぬ場合は、支援の継続性に十分配慮するとともに、契約期間内に本業務遂行に関する引継書を作成し、岡山市の承諾を得たうえで、確実に業務を引き継ぐこと。